

## 岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号。以下「条例」という。）及び岡崎市公契約条例施行規則（令和2年岡崎市規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、公契約に係る適正な履行及び労働環境の整備を図るため、労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(入札参加者への周知)

第3条 当該要綱が適用される旨を、一般競争入札及び指定管理においては公告等により、指名競争入札においては指名通知により周知するものとする。

(労働者への周知)

第4条 事業者は、労働環境の確認について（様式第1号）を規則第2条及び第3条に定める公契約が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。

2 市長等は、事業者等と協力し、労働者を対象とする労働環境の確認に係る説明会を開催するよう努めるものとする。

(確認の方法)

第5条 確認の方法は、労働条件、労働時間、賃金その他の労働条件について、事業者が労働環境報告書（様式第2号）を市に提出することにより行うものとする。

また、事業者はすべての下請負者の労働環境報告書についても提出しなければならない。

ただし、規則第3条第2項第1号に規定する指定管理者については、自己の労働環境報告書と規則第3条第2項第2号に規定する下請負者の労働環境報告書を市に提出するものとする。

2 労働環境報告書の市への提出は、契約締結後速やかに行うものとする。また、報告内容に変更が生じた場合は速やかに、内容を変更した報告書を提出するものとする。

3 契約担当課長は、前項の提出があったときは、その内容を確認し、契約書又は基本協定書とともに保存させるとともに、発注担当課等の長は労働者が内容を確認できるよう、その写しを工事場所、業務場所及び指定管理場所に掲示するものとする。

(労働者の申し出)

第6条 労働者は、前条第3項の掲示を確認し、その内容に疑義がある場合には、市に対し、労働環境報告書に係る申出書（様式第3号）を提出することができる。

（不利益な取り扱いの禁止）

第7条 事業者等は、労働者から前条の規定による申出書の提出があった場合は、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

（調査及び改善の方法）

第8条 市は、労働環境報告書の内容に疑義があった場合並びに第6条の規定による申し出を受けその申し出の内容を確認する必要があると認めた場合には、事業者等に対して聞き取り等の調査を行い、労働環境報告書調査票（様式第4号）を作成するものとする。

2 市は、事業者等に労働環境の改善が必要と判断したときは、労働環境改善通知書（様式第5号）により事業者等へ通知するものとする。

3 事業者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、労働環境の改善を図り、その内容について労働環境改善報告書（様式第6号）により速やかに報告するものとする。

（不適切な労働環境に対する措置）

第9条 市は、前条第2項の通知後も事業者等による改善が不十分で、不適切な労働環境であると思慮された場合は、岡崎労働基準監督署に通報するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（見直し）

2 第5条第1項の規定に基づく労働環境報告書の提出対象事業者については、当分の間、同項の規定にかかわらず、50万円以上の一部受注をした下請負者とし、取組状況等を勘案し適宜見直すものとする。

（施行期日）

3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 労働環境の確認について

### 愛知県の最低賃金ご存知ですか？

令和2年10月からは、1時間 927円 となっています。

岡崎市では、岡崎市公契約条例に基づき、市が発注する工事及び業務並びに指定管理に携わる労働者の労働環境を確認しています。

具体的には、労働関係法令に関する事項について、下記に定める公契約を締結した事業者から「労働環境報告書」(右記載例参考)の提出を求め、労働者がその内容を確認できるようコピーを業務場所に掲示もしくは各労働者に配付してもらいます。

- 1 予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約
- 2 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
  - (1) 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地(以下「庁舎等」という。)の清掃の業務
  - (2) 庁舎等の警備の業務(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。)
  - (3) 庁舎等の受付又は案内の業務
  - (4) 樹木等管理業務
- 3 指定管理については、次の各号に該当するものに対し、確認措置を講ずるものとする。
  - (1) 指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1億5,000万円以上の協定の指定管理者
  - (2) 指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1億5,000万円以上の指定管理で、庁舎等清掃、庁舎等の警備、庁舎等の受付又は案内及び樹木等管理のいずれかの業務で1年あたり1,000万円以上の業務の下請負者

2の予定価格は、1年以下の契約にあっては当該予定価格、1年を超える契約にあっては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。

労働環境報告書の内容に関するお問合せは、岡崎市総務部契約課まで。また、労働問題に関する御相談は下記の機関にお申出ください。

#### <労働相談窓口>

愛知労働局岡崎労働基準監督署内 岡崎総合労働相談コーナー

岡崎市羽根町字北乾地50-1(岡崎合同庁舎5階) ☎0564-52-3161

#### お問い合わせ

岡崎市総務部契約課入札係  
岡崎市十王町二丁目9番地  
☎0564-23-6460

## 労働環境報告書(記載例)

区分	項目	回答
労働条件	賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。 (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。)	
安全衛生	労働者名簿及び賃金台帳を整備していますか。	
	事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。(常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
賃金	雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
	1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
下請負	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上)	
	地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 (対象の労働者のうち、一部の方が最低賃金の減額特例を受けている場合は「○+特例」、全員が特例を受けている場合は「特例」と記入してください。)	
下請負	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ていますか。	
	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、国土交通省の建設業法令遵守ガイドライン又は公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を理解し、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法の規定を遵守していますか。	

「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

(宛先) 岡崎市 長

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

令和3年4月1日

契約名 工事(岡崎市十王町地内)

所在地 岡崎市 x町1-1

商号又は名称 岡崎太郎株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡崎太郎

担当者連絡先 総務部契約課 岡崎次郎 0564-23-x x x x

(所属名、氏名、電話番号)

## 労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。 (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。)	
	労働者名簿及び賃金台帳を整備していますか。	
安全衛生	事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。(常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
	1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
賃金	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上)	
	地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。 (対象の労働者のうち、一部の方が最低賃金の減額特例を受けている場合は「○+特例」、全員が特例を受けている場合は「特例」と記入してください。)	
下請負	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ていますか。	
	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、国土交通省の建設業法令遵守ガイドライン又は公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を理解し、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法の規定を遵守していますか。	

「回答」欄には、「 」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

(宛先) 岡 崎 市 長

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

契 約 名

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

【送付先メールアドレス: denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp】

(メール送信後、お電話をお願いします(契約課入札係 0564-23-6341))

年 月 日

労働環境報告書に係る申出書

(宛先)岡崎市長

申出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

下記契約等に係る労働環境報告書について、疑義があるため申し出ます。

工事・業務等契約名 又は協定名	
受注事業者名	
(勤務先)事業者名	
疑義内容	



## 労働環境改善通知書

様

岡崎市長 中根 康浩

労働環境報告書に係る申出書の提出による調査の結果、改善が必要な事項は、下記のとおりです。

つきましては、労働環境改善報告書(様式第6号)を作成し、提出してください。

工事・業務等契約名又は協定名		
受注(元請負)事業者名		
担当課及び発注課名		
改善を要する事項の内容		備考
1		
2		
3		
4		
5		

### 労働環境改善報告書

(宛先) 岡崎市長

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日 第 号の労働環境改善通知書に基づく改善すべき事項について、下記のとおり報告します。

工事・業務等契約名又は協定名		
受注(元請)事業者名		
発注課名		
改善を要する事項の内容		具体的な改善実施方法及び内容
1		
2		
3		
4		
5		